

静岡県立大学放射線障害予防規程

平成19年4月1日 規程第89号

改正 令和元年8月30日、令和5年10月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「RI規制法」という。）に規定された放射線障害予防規程であり、静岡県立大学における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、静岡県立大学アイソトープセンター（以下「アイソトープセンター」という。）に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「法」とは、RI規制法をいう。
- (2) 「関係法令」とは、RI規制法施行規則（昭和35年総理府令第56号）及び放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）をいう。
- (3) 「アイソトープセンター」とは、放射性同位元素等の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (4) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄をいう。
- (5) 「業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、学長が業務従事者に指定した者をいう。
- (6) 「一時立入者」とは、業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。
- (7) 「学長」とは、組織の代表者であり、放射線施設の安全管理に関する最終責任者である。
- (8) 「事務局長」とは、放射線施設を有する静岡県立大学事務局の長であり、アイソトープセンター長（以下「センター長」という。）の具申により、放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。必要に応じて、放射線施設の安全管理上必要な予算措置を学長に具申する。
- (9) 「センター長」とは、アイソトープセンターの長であり、放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。

(他の規程との関連)

第4条 放射性同位元素等の取扱いにかかる保安については、この規程に定めるもの

のほか、次の各号に掲げる規則その他保安に関する規程の定めによる。

- (1) 静岡県公立大学法人安全衛生管理規程
- (2) 静岡県立大学自家用電気工作物保安規程
- (3) 静岡県公立大学法人防火管理規則及び静岡県公立大学法人施設管理規則
(細目等の制定)

第5条 学長は、法、関係法令及びこの規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる事項の運用基準等を定めるものとする。

- (1) 静岡県立大学放射線安全委員会規程
- (2) 静岡県立大学放射線障害予防規程細目
- (3) 静岡県立大学放射性有機廃液焼却炉運転管理要領
(遵守等の義務)

第6条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、第9条に定める放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）等が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

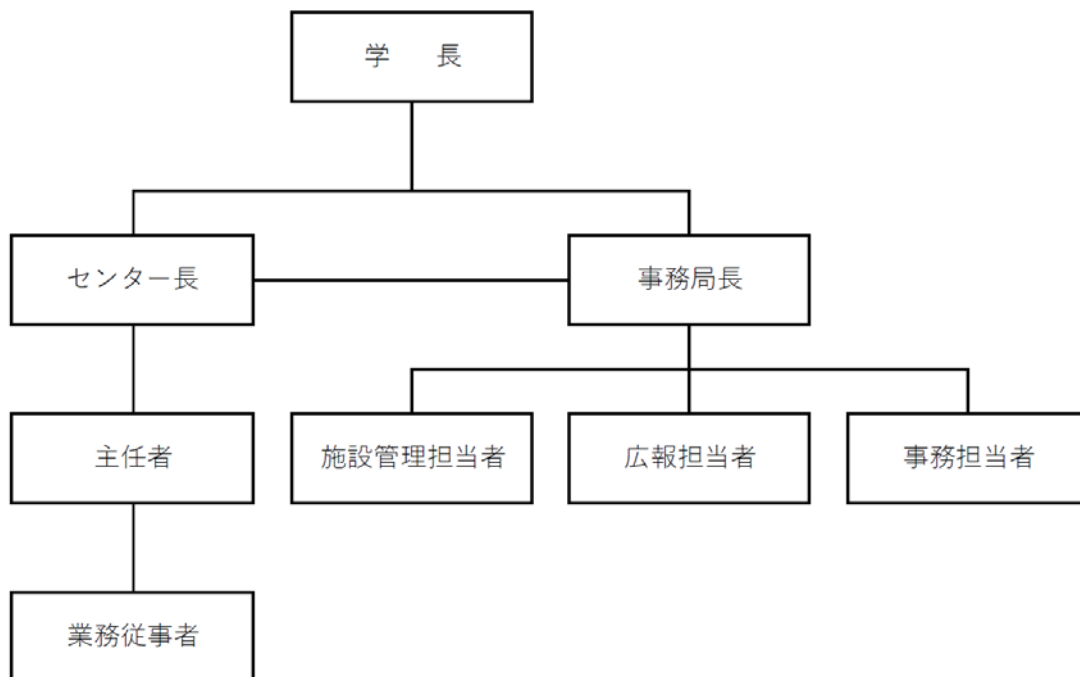
2 センター長は、第9条に定める主任者等が法、関係法令及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 学長は、第12条に定める放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第7条 本学における放射性同位元素等の取扱いに従事する者並びに安全管理に従事する者に関する組織は、次に掲げるとおりとする。



(センター長)

第8条 アイソトープセンターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、学長が任命する。
- 3 センター長は、アイソトープセンターの放射線障害の防止に関して総括する。
- 4 センター長は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。
- 5 センター長は、アイソトープセンターの安全管理上必要な措置を講ずる。

(主任者等)

第9条 学長は、放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の資格を有する者の中からRI規制法令に規定する主任者を選任しなければならない。

- 2 学長は、主任者が旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者の資格を有する者の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。この場合、代行する期間が30日を超えるときは、原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 3 学長は、選任されている主任者に対してRI規制法令で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(1)主任者選任日から1年以内（ただし、主任者選任日の前1年に受講した者は、その受講日の翌年度の開始から3年以内）

(2)主任者選任後、定期講習を受講したものにあっては、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内

(主任者の職務)

第10条 主任者は、本学における放射線障害の発生の防止にかかる監督に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 予防規程及び下部規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (5) 法令に基づく申請、届出、報告の確認・審査
- (6) 立入検査等の立会い
- (7) 異常及び事故の原因調査への参画
- (8) センター長及び事務局長に対する意見の具申
- (9) 施設、使用状況等及び帳簿、書類等の確認・審査
- (10) 業務従事者への監督・指導
- (11) 関係者への助言、勧告及び指示
- (12) 委員会の開催の要求
- (13) その他放射線障害防止に関する必要事項

(代理者の職務)

第11条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(安全委員会)

第12条 放射線障害防止について必要な事項を企画し審議するため、本学に安全委員会を置く。

2 安全委員会に関する規程は、別に定める。

(アイソトープセンター運営委員会)

第13条 アイソトープセンターの運営に関して必要な事項を審議するため、本学にアイソトープセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センター長、主任者及び選出された関係教職員で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員は、再任されることができる。

4 委員長は、センター長が務める。

5 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長は必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

7 運営委員会は次に掲げる事項を行う。

(1) 管理区域に立ち入る者の放射線被ばく及び放射性汚染の管理

(2) 人体に対する実効線量及び等価線量の測定管理

(3) 施設、管理区域にかかる放射線の量及び表面汚染密度の測定管理

(4) 放射線測定機器の保守管理

(5) 放射性同位元素の受入れ、使用、保管、払出し、廃棄及び運搬等に関する管理

(6) 放射性有機廃液焼却炉の保守及び運転の管理

(7) その他管理区域立入者並びに放射線取扱業務の安全に対する技術的事項に関する業務

(8) 業務従事者等に対する教育訓練計画の立案及びその実施

(9) 業務従事者に対する健康診断計画の立案及びその実施

(10) 記録の作成及び保管

(11) 関係法令に基づく届出、申請等の事務手続き、その他関係官庁との連絡等、事務的事項に関する業務

(業務従事者)

第14条 本学において放射性同位元素等の取扱い等の業務に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

2 学長は、前項の承認を行うにあたり、業務従事者として施設の利用を申請した者に対し第28条に定める教育及び訓練並びに第29条に定める健康診断を実施し、その結果を照査した上で、取扱等業務に従事することを許可する。

3 学長は、業務従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該業務従事者の取扱等業務を制限し、

又は許可を取り消すことができる。

(施設管理担当者)

第15条 施設管理業務を行うため、施設管理担当者を置く。

2 施設管理担当者は、次の業務を行う。

- (1) 施設の保守管理及び設備の運転・保守管理
- (2) 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
- (3) 作業環境の保全
- (4) 排水設備の運転
- (5) 排気設備の運転
- (6) 空調設備の運転
- (7) 高圧ガス設備及び危険物の保守管理
- (8) その他施設・設備の維持及び管理に必要な業務

第3章 管理区域

(管理区域)

第16条 学長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 前項で指定する管理区域は、静岡県立大学放射線障害予防規程細目（以下「細目」という。）で定める。

3 管理区域の出入口、その他人の立ち入るおそれのある箇所に標識を掲げなければならない。

4 センター長は、次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 業務従事者として第14条に基づき登録された者
 - (2) 見学者等で一時立入者としてセンター長が認めた者
- (管理区域に関する遵守事項)

第17条 センター長は、管理区域の入口の目につきやすい場所に、次に掲げる注意事項を掲示し、これを管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りをする事。
- (2) 個人被ばく線量計等の放射線測定器を着用すること。
- (3) 専用のスリッパ、黄衣、その他必要な防護具を着用すること。
- (4) 飲食、喫煙、化粧をしないこと。
- (5) 汚染その他の事故を起こした場合は、直ちに汚染拡大防止の措置をとり、主任者、センター長又はそれに準ずる者に連絡し、指示を受けること。特に危険性の大きい場合には、直ちに室内の全員に連絡して避難する等の措置をとること。
- (6) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは、主任者、センター長又はそれに準ずる者に報告するとともに、直ちに除染のための処置を講ずること。
- (7) 不必要な物は、持ち込まないこと。
- (8) その他細目に定める事項。

第4章 維持及び管理

(巡視、点検)

第18条 センター長は、放射線施設適合義務の遵守を徹底するために施設の巡視、点検を定期的に行わなければならない。また、必要に応じて自主点検を行うものとする。

- 2 センター長は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、安全委員会に報告するとともに、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 3 点検の項目及び頻度は別表に定める。
- 4 点検項目の詳細は細目に定める。

(修理、改造)

第19条 センター長は、所管する設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、学長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

- 2 学長は、前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき安全委員会に諮問するものとする。
- 3 センター長は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について学長に報告しなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

第5章 使用

(使用)

第20条 放射性同位元素を使用する場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の受入れ及び払出し譲渡の手順は、細目に定めるところに従う。
- (2) 業務従事者は、障害防止上必要な事項を熟知した上で使用すること。
- (3) 業務従事者は、使用中の放射性同位元素について、その管理責任を負う。
- (4) 業務従事者は、使用記録の記帳をすること。
- (5) その他、非密封及び密封された放射性同位元素の使用に関して、細目に定める事項。

第6章 保管、運搬及び廃棄

(保管)

第21条 非密封放射性同位元素は、所定の容器に入れ線源室の貯蔵箱に施錠して、保管すること。また、密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管すること。

- 2 貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を保管しないこと。
- 3 業務従事者は、保管中の放射性同位元素について、その管理責任を負う。
- 4 業務従事者は、保管記録の記帳をしなければならない。
- 5 センター長は、線源室の目のつきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- 6 その他細目に定める事項を遵守しなければならない。

(運搬)

第22条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

2 管理区域外へ放射性同位元素等を運搬しようとする場合には、主任者の許可を得るとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令に定める基準に従い、所定の容器に収納又は包装の上、関係法令の定めるところにより運搬すること。ただし、主任者が関係法令の許容する範囲内で必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(2) 所定の標識を取り付けるとともに、表面に核種、数量、物理的状态、化学形、表面の放射線の量並びに業務従事者の所属及び氏名を記載すること。

(3) 業務従事者は、運搬記録の記帳をすること。

(4) その他関係法令の定めるところにより放射線障害の防止に必要な措置を講ずること。

(廃棄)

第23条 放射性同位元素等を廃棄する場合には、固体状の廃棄物は可燃物、難燃物、不燃物の別に、液体状の場合には無機廃液、有機廃液の別に仕分けして、所定の容器に廃棄しなければならない。また、動物は、乾燥後、所定の容器へ廃棄しなければならない。

2 無機廃液は、細目に記した放射能レベルに分類し、保管、廃棄又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排出すること。

3 有機廃液を放射性有機廃液焼却炉（以下「焼却炉」という。）により焼却する場合は、次の各号に従って行わなければならない。

(1) 焼却処理は ^3H 、 ^{14}C 、 ^{32}P 、 ^{33}P 、 ^{35}S 、 ^{45}Ca 及び関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレータ廃液に限ること。

(2) 有機廃液の上限濃度の目標値を次の値にすること。

ア ^3H 、 ^{14}C 、 ^{35}S : 37 Bq/cm³

イ ^{32}P 、 ^{33}P 、 ^{45}Ca 、関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレータ廃液に含まれるその他の核種 : 3.7 Bq/cm³

(3) 焼却炉の運転は、主任者の管理のもとに行うこと。

(4) 焼却炉の運転は、別に定める静岡県立大学放射性有機廃液焼却炉運転管理要領（以下「運転管理要領」という。）に従って行い、異常が発生した場合は直ちに運転を中止し、主任者に報告するとともに適切な措置を講ずること。

(5) 焼却炉は、運転管理要領に基づき定期的に点検するとともに、運転前においても所定の点検を行い、異常を認めた場合は適切な措置を講ずること。

(6) 運営委員会は、焼却炉の保守及び運転の管理のための権限並びに責任を有し主任者の指示等を遵守すること。

(7) その他細目及び運転管理要領に従い、焼却すること。

- 4 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
- 5 密封放射性同位元素の廃棄は、廃棄業者等に引き渡すことによって行わなければならない。
- 6 業務従事者は、廃棄記録の記帳をしなければならない。
- 7 その他細目に定める事項を遵守しなければならない。

第7章 測定

(放射線測定器等の保守)

第24条 センター長及び事務局長は、安全管理にかかる放射線測定器等の信頼性の確保と、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第25条 センター長は、関係法令に定める放射線障害の発生するおそれのある場所において、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を、1月を超えない期間ごとに1回、放射線測定器を用いて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。密封された放射性同位元素を固定して取り扱う場合における測定は、6月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。

- 2 前項の測定結果は記録し、5年間保存しなければならない。
- 3 その他細目に定める事項に従わなければならない。

(排気、排水にかかる測定)

第26条 センター長は、排気又は排水設備により排気中又は排液中の放射性同位元素の濃度を測定し、それらの3月間についての平均濃度を関係法令に示す濃度限度以下にしなければならない。

- 2 前項の測定結果は記録し、5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第27条 センター長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は計算によってこれらの値を算出することができる。

- 2 主任者は、測定結果の評価を行い、その結果を安全委員会に報告するものとする。
- 3 センター長は、前項の測定結果を1月ごとに記録の上、永久に保存するとともに記録の都度対象者に対し、その写しを本人に交付するものとする。
- 4 その他細目に定める事項に従わなければならない。

第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第28条 センター長は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等の取扱等業務に従事する者に対し、本予防規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の規程による教育及び訓練は次の各号の定めるところによる。
- (1) 実施時期は次のとおりとする。
 - ア 業務従事者として登録する前
 - イ 業務従事者として登録した後であつては登録後、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内
 - (2) センター長は前号ア並びにイについて、安全委員会が施設の状況にもとづき定めた、次に掲げる項目及び時間数を定め、実施すること。

ア 放射線の人体に与える影響	30分以上
イ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	1時間以上
ウ 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程	30分以上
エ その他放射線障害予防に関して必要な事項	
 - 3 前項の規定にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、センター長は主任者と省略基準に基づき協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。その場合は、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。
 - 4 センター長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭又は掲示等により実施し、立入並びに教育訓練に係る記帳を行わなければならない。
 - 5 教育及び訓練の項目の内容については、センター長が主任者と協議の上作成し、安全委員会の承認を得ること。また、安全委員会で決定した方針に従い、内容、時間等の変更及び改善を行うこと。

第9章 健康診断

(健康診断)

第29条 センター長は、安全委員会の企画に基づき、業務従事者及び業務従事者として申請した者に対し、次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

- (1) 実施時期は、次のとおりとする。
 - ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
 - イ 管理区域に立ち入った後にあたって1年を超えない期間ごと
- (2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
- (3) 問診は、次の事項について行うものとする。
 - ア 放射線の被ばく歴の有無
 - イ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくの状況
- (4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、ウ（同条第1号イの者）に対して行う場合にあつては、アからウ) については、医師が認める場合に行うこととする。
 - ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び

白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

エ その他原子力規制委員会が定める部位又は項目

2 センター長は、前項の規定にかかわらず、業務従事者が次の事項に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

(1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合

3 センター長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果は、センター長が永久に保存するとともに、実施の都度第3項の記録の写を対象者に交付しなければならない。

(健康診断の結果の措置)

第30条 学長は、業務従事者の勤務について安全委員会による健康診断の評価に基づき、放射線障害を受けた程度に応じて、次の区分に従い措置をとるものとする。

(1) 要注意 取扱時間短縮

(2) 要制限 取扱作業制限

(3) 要療養 休養

第10章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第31条 センター長は、受入れ・払出し、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記録させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 受入れ・払出し

ア 放射性同位元素の種類、数量

イ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

ウ 放射性同位元素の受入れ、払出しに従事する者の氏名（任意項目）

(2) 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

- イ 放射性同位元素装備機器の名称
 - ウ 放射性同位元素又は放射性同位元素装備機器の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - エ 放射性同位元素又は放射性同位元素装備機器の使用に従事する者の氏名
- (3) 保管
- ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素装備機器の名称
 - ウ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - エ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- (4) 運搬
- ア 放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- (5) 廃棄
- ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素装備機器の名称
 - ウ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
 - エ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
- (6) 放射線施設の点検
- ア 点検の実施年月日
 - イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
 - ウ 点検を行った者の氏名
- (7) 教育及び訓練
- ア 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数
 - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

第11章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第32条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める細目に従い通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生した場合。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき（施行規則第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く）。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がった時を除く。）を除く。
 - ア 漏洩した液体状の放射性同位元素等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置さ

れた漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適性に維持されているとき。

ウ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき（表面密度限を超えないとき）

(6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき

ア 使用施設若しくは貯蔵施設若しくは廃棄施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

イ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量

(7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき

ア 放射線業務従事者：5 mSv

イ 放射線業務従事者以外の者：0.5 mSv

(8) 業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき

2 事務局長（又はセンター長）は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、学長を経由して、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

（災害時の措置）

第33条 施設が所在する同一市区町村内で大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合））、または放射線施設に火災等の災害が起こった場合には、細目等に定めた災害時の連絡通報体制に従い、あらかじめ指定された点検担当者が別記（又は自主点検項目）に定める項目について点検を行い、その結果を主任者、センター長及び事務局長に報告しなければならない。センター長は主任者及び施設管理担当者と協議の上、必要な応急措置を講じなければならない。

2 センター長は、前項の点検結果及び講じた応急措置について事務局長（又は学長）に報告しなければならない。

3 事務局長（又は学長）はセンター長の応急措置では対応しきれない事態に対して、放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を講ずること。

（危険時の措置）

第34条 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある事態その発見者は、別に定める細目等に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者又は関係者に通報しなければならない。

2 前項の事故等により通報を受けた主任者は、直ちにセンター長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 センター長は、必要な応急措置を講じなければならない。

- 4 センター長は、前項の点検報告及び講じた応急措置について事務局長に報告しなければならない。
- 5 災害時の応急作業等の緊急作業に従事するのは施設管理担当者とする。
- 6 センター長は、緊急作業に従事する者に対して「緊急時の対応」に関する教育訓練を受けさせなければならない。
- 7 センター長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、第9章健康診断と同様の措置を受けさせなければならない

第12章 情報提供

(情報提供)

第35条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、事務局長は学長に報告した上で、事務局広報担当者を通じて大学ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問い合わせに対応するため、広報担当部に問合せ窓口を設置するものとする。

- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 事故の発生日時及び発生した場所
 - (2) 汚染状況等による事業所外への影響
 - (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
 - (4) 応急措置の内容
 - (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - (6) 事故の原因及び再発防止策
- 3 センター長は、情報提供内容について、安全委員会の協議を経て決定し、事務局長に報告することとする。

第13章 報告

(定期報告)

第36条 主任者は毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について法に定められた放射線管理状況報告書を別に定める放射線管理状況報告書作成マニュアルに従って作成し、主任者を経てセンター長に報告しなければならない。

- 2 センター長は、前項の報告書を事務局長に提出するとともに、当該機関の経過後3月以内に学長を経由して、原子力規制委員会に届け出なければならない。

第14章 規程の改廃

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、安全委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第18条、第33条関係）

放射線施設点検項目等

区 分	点 検 項 目	点検頻度
主 要 構 造 部 等	*① 構造及び材料	1回/月
管 理 区 域	*① 区画及び閉鎖設備 *② 床、壁等の構造 ③ 線量 ④ 標識等	1回/月
作業室（測定室、無菌室、 学生実習室、暗室、低温 室を含む。）	*① 床、壁等の構造、表面仕上げ ② 室内の空気の流れ *③ フード、流し等 ④ 標識	1回/月
汚 染 検 査 室 汚 染 除 去 室	*① 床、壁等の構造、表面仕上げ ② 洗浄設備 ③ 更衣設備 ④ 除染器材 ⑤ 放射線測定器 ⑥ 標識	1回/月
線 源 室 （配分室を含む。）	*① 床、壁等の構造、表面仕上げ *② フード、流し等 *③ 閉鎖設備 ④ 標識	1回/月
貯 蔵 箱 （線 源 室 内）	*① 構造及び材料 *② 閉鎖設備 ③ 放射性同位元素保管量 ④ 標識等	1回/月
排 気 設 備	*① 床、壁等の構造 *② 排気浄化装置 *③ 排風機 *④ 排気管 ⑤ 排気監視装置 ⑥ 標識	1回/月
排 水 設 備	*① 床、壁等の構造 *② 排液処理装置 *③ 排水管 ④ 排水監視装置 ⑤ 標識	1回/月
廃 棄 保 管 室	*① 床、壁等の構造、表面仕上げ *② 閉鎖設備 ③ 保管廃棄容器 ④ 標識	1回/月
廃 棄 作 業 室	*① 床、壁等の構造、表面仕上げ *② 焼却炉等 ③ 標識	1回/月
ECD付ガスクロマト グラフ使用室	*① 位置異常等 *② 閉鎖設備 ③ 装置の状況 ④ 標識	2回/年

*は災害時の点検項目